

第1号様式

通 知 書

平成 年 月 日

様

京都市 消防署長

印

消防法令の改正に伴うスプリンクラー設備の設置について

上記のことについては、平成2年6月19日政令第170号をもって消防法施行令の一部が改正され、貴事業所の下記の防火対象物に消防法施行令第12条に規定するスプリンクラー設備の設置が平成2年12月1日から義務付けられます。

については、下記の期日までに、スプリンクラー設備を設置されるよう通知します。

記

1 防火対象物の所在地及び名称

2 期日

平成6年11月30日

第2号様式

スプリンクラー設備設置等指導計画書

防 火 対 象 物	名 称	
	所在地	
	業 態	
	構 造 規 模	構造 造 階層 地上 階 地下 階 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
具 体 的 な 方 針		

注 必要な図面等を添付すること

第3号様式

消防用設備等法令適合計画書

(あて先) 京都市 消防署長		年 月 日
届出者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)		届出者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)  電話 ー 印
<p>平成6年11月30日までに消防用設備等の技術上の基準に適合させる必要がある次の防火対象物に係る消防用設備等は, 今後当該部分の改築, 修繕, 模様替え又は消防用設備等の更新を行う際には, 必ず法令に適合させます。</p>		
防火対象物	名 称	
	所 在 地	
	用 途	消防法施行令別表第1(4)項
	構 造 規 模	構造: 階層: 地上 階 地下 階 建築面積: 平方メートル 延べ面積: 平方メートル
消防用設備等の種類		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備
備 考		